

ふじみ野市高齢者見守りネットワーク事業に関する事項

(目的)

第1条 この事項は、地域包括支援センター（以下「丙」という。）を中心として、地域住民、事業所等との連携による高齢者の見守りネットワークの構築を図ることとし、乙が行う業務活動時に、通常と異なる状況にある高齢者を発見した場合、その状況を速やかに丙に通報することにより高齢者の生活上発生した不慮の事故等を早期に発見し、高齢者生活の安全に寄与することを目的とする。

2 前項の通報については日常の業務に支障のない範囲内及び乙の業務上可能な範囲内で行うこととする。

(対象地域)

第2条 この事項の対象地域は、ふじみ野市内とする。

(免責)

第3条 乙は、第1条第1項の規定による通報を行うことができなかった場合であっても、高齢者に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

(事業の登録)

第4条 甲は、見守り事業事項を締結した乙の事業所名等を市のホームページ等に公表するものとする。

(秘密の保持)

第5条 甲、乙又は丙は、見守り情報により知り得た個人情報を当該高齢者の承諾を得ずして第三者に開示若しくは漏洩してはならない。